



「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」 コールセンター・相談窓口の開設および第1回給付について

松戸市は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、令和4年1月下旬に第1回給付を開始する予定で準備を進めています。

この制度は、国の経済対策の一環として、①住民税均等割非課税世帯、②新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家計が急変して非課税世帯と同様の事情と認められる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するものです。

給付体制を迅速に整備するとともに、市民からのご相談及び問い合わせ等に対応するため、コールセンター及び市役所内に相談窓口を開設します。

※同給付金の制度（概要）については、添付資料をご覧ください。

1. 松戸市臨時特別給付金事務センター（コールセンター）

市民からの電話による問い合わせに対応

(1)開設日 令和4年1月24日（月）

(2)受付時間 8時30分～17時（月～金曜、ただし祝日は除く）

(3)電話番号 047-712-0825

0120-970-735（通話料無料のフリーコール）

2. 市役所本館2階大会議室に「相談窓口」

市役所に直接訪問された市民からの相談等に対応

(1)開設日 令和4年1月24日（月）

(2)受付時間 8時30分～17時（月～金曜、ただし祝日は除く）

3. 「住民税均等割非課税世帯」への第1回給付

(1)対象世帯 基準日（令和3年12月10日）時点で松戸市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※約65,000世帯を想定、市から順次、対象世帯に確認書（給付金の振込口座、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないことを確認）を送付

(2)給付予定 令和4年1月28日（金）に約7,000世帯に支給

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康福祉部健康福祉政策課生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室

☎090-1676-7005

✉ mcrintokukyufu@city.matsudo.chiba.jp

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村により異なります。

※市区町村が確認書(または申請書)を受理した後、記載漏れがないか等の確認に、一定期間が必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

申請期間はお住まいの市区町村により
異なります。

【申請書配布先】市区町村給付金担当窓口など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ① 給付金の振込口座番号
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るための手続きは、お住まいの市区町村により異なります。
- 令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村にご確認ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

令和3年度住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）

※ 詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください

内閣府 非課税世帯等給付金 検索

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/hikazei/index.html>)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

1. 対象者

- ① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

2. 給付額

1世帯当たり10万円

3. 実施主体

市町村(特別区を含む)

4. 予算額

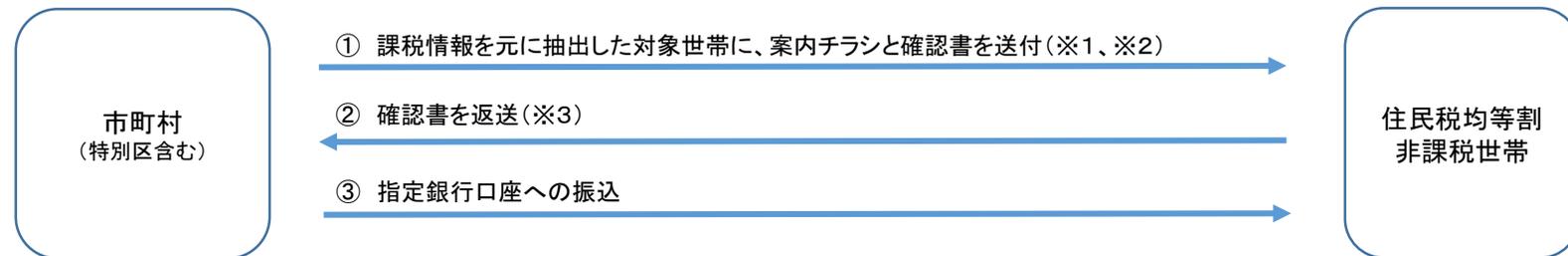
令和3年度第1次補正予算:14,323億円
※全額国庫負担(実施にかかる事務費を含む)

5. 給付時期

準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに開始

6. 事業スキーム(イメージ)

《上記①の場合のイメージであり、②の場合は対象者の申請に基づき給付。》



※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。

※2 市町村の状況に応じ、特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。

※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

支給対象者及び支給実施自治体

1. 支給対象者の所得要件（①または②のいずれかに該当すること）

 プッシュ型  要申請

① 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯	同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない世帯又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されている世帯
② 令和3年1月以降の家計急変世帯	上記①に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

※1 ①及び②に関わらず、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、所得要件を満たさないものとする。

※2 生活保護世帯については①に含む（給付金は収入認定除外とする）。

2. 支給実施自治体

- ・住民税非課税世帯：基準日（令和3年12月10日）時点で住民基本台帳に記録されている市町村
- ・家計急変世帯：申請時点の住所地市町村

※1 DV等避難者、虐待等による児童福祉法等の措置入所者で、現在の居住地（措置先）に住居票を移していない場合には、独立した世帯とみなして所得要件を満たす場合には、居住地市町村・施設所在市町村等における給付対象とする。

※2 ホームレス等で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、居住市町村において住民基本台帳に記録されたときは、当該居住市町村において申請・給付対象者とする。

「家計急変世帯」の該当基準と判定方法について

該当基準

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- ② 令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税（均等割）非課税（相当）水準以下であること

判定方法のイメージ

※表は、生活保護級地区分1級地（東京都区部等）の給与所得者の例です。（非課税相当水準であるかは世帯員全員それぞれ判定）
非課税相当限度額は、市区町村ごとに異なりますので、適用される限度額は、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

新型コロナ
ウイルス感
染症の影
響を受
けて入
収が減
少し
たこ
と

+

R3.1以
降の
任意
の
1か
月入
収

↓

\leq

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下	206.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

×12月（年収換算）

※所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、右欄の額を適用。これを超えた場合には、その上の表を適用

(参考) 非課税（相当）限度額の考え方 ※生活保護級地区分1級地の場合
 ○所得額ベース 35万円×世帯人数（注）+10万円+21万円（※単身又は扶養親族がいない場合は45万円）
 ○収入額ベース 所得ベース限度額+給与所得控除額
 （注）世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族（16歳未満の者も含む）の合計人数
 ※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下（給与収入103万円以下）

（具体的な取扱い）

①所得(収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1か月の収入により経済状態を推定 ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金 ※非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含まない ・収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定できるようにする。 ※令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しがある場合には、当該写しに基づく判定も可能。 ※令和4年度分住民税均等割の課税決定（令和4年6月）以降に、令和3年中の収入をもとに申請をする場合には、当該課税決定の内容（又は非課税証明書の添付）により判定。
②判定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定
③世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点における状況で判定 ※一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象外。 ※同居親族が別世帯として同一住所に住民登録されている場合（世帯分離）は、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認めない。